

熊本市防災懇話会傍聴要領

制定 令和5年12月21日 政策局長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市防災懇話会（以下「懇話会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第2条 懇話会を傍聴しようとする者は、懇話会当日、懇話会の開会までに事務局に申し出、傍聴券（別紙様式）の交付を受けなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、懇話会を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれがある物品又は看板その他示威宣伝の用に供される物品を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他懇話会の円滑な運営を妨げるおそれがある者

2 懇話会の座長（以下「座長」という。）は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 懇話会における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 懇話会の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
- (3) 座長の許可なく撮影又は録音をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 座長の指示に反する行為をしないこと。
- (6) その他懇話会の秩序を乱し、又は懇話会の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人に対する退場措置)

第5条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は懇話会の運営を妨げるおそれがあるときは、座長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは、直ちに退場しなければならない。

(傍聴人への周知)

第6条 会場の整理に当たる職員は、傍聴人が懇話会の場所に入室する際、前3条に規定する事項その他の傍聴上の注意について説明する用紙を配付するものとする。

附 則

この要領は、令和5年12月21日から施行する。

(別紙様式)

令和 年 月 日

傍 聴 券

No. _____

※本傍聴券は、当日に限り有効です。
※再入場される際は、傍聴券の提示が必要です。

【熊本市防災懇話会】